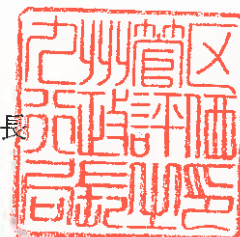


九州相第70号
平成29年9月19日

厚生労働省
九州厚生局長 殿

総務省
九州管区行政評価局長



薬局の窓口でお薬手帳の説明を励行することで、
「かかりつけ薬局」の普及を推進（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき国の行政機関等の業務に関する行政相談の申出につき、必要なあっせんを行っています。

この度、当局に、「お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになっていることを、薬局の窓口できちんと説明するようにしてほしい。」との申出がありました。

当局では、総務大臣が委嘱した行政相談委員を対象にアンケート調査を実施して実態を把握し、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議における意見を聴取するなどにより検討した結果、お薬手帳の利用方法等について薬局利用者の理解を促進し、もって「かかりつけ薬局」の普及の推進等を図る観点から、貴局において、別紙のとおり、措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

なお、あっせんに対する貴局の検討結果については、平成29年10月19日（木）までに御回答ください。

担当：首席行政相談官室
専門調査員 上村

電話：092-431-7136

FAX：092-431-8317

E-mail：ksy32@soumu.go.jp



(別紙)

1 相談内容

最近になって、昨年4月から、医療機関受診後、処方箋により薬局で薬を受け取る
ときに、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになって
いることを知った。薬剤服用歴管理指導料を取られること自体にも納得はいかないが、
これを取るといっているのであれば、薬局の窓口で手帳を持参しているかどうかを確認する
だけでなく、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことをき
ちんと説明するようしてほしい。

(注) 本文でいう薬局は、正確には保険薬局を指します。保険薬局とは、地方厚生
局から保険指定を受けた薬局であり、薬剤師が健康保険法（大正11年法律第
70号）に基づく療養の給付の一環として、保険調剤業務を取り扱う薬局のこと
です。

2 当局の調査結果

(1) お薬手帳の意義、薬局に関する指導事項等

ア お薬手帳

お薬手帳は、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ、i) 患者の氏名、生年月
日、連絡先等患者に関する事項、ii) 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法
の基礎となる事項、iii) 患者の主な既往歴等疾患に関する事項を記録する欄があ
る薬剤の記録用の手帳をいい、無料で提供される。

また、お薬手帳は、一部の医療機関や、薬局における薬剤師からの顧客サービ
スとして始まった取組であるが、薬剤の処方歴や主な既往歴等の疾患に関する情
報を、医師、薬剤師及び患者が共有でき、患者のアレルギー、副作用等のチェッ
クもできるよう、平成12年4月から、薬局にて薬剤の名称や副作用等の情報を
手帳に記載した場合、調剤診療報酬上、算定することとされた。

イ 薬剤服用歴管理指導料の改定とお薬手帳の意義

薬剤服用歴管理指導料は、平成26・27年度の調剤報酬点数では、お薬手帳に
よる薬剤情報の提供を行わない場合は7点減点され、お薬手帳を持参した場合よ
り持参しなかった場合の方が料金が安くなる(3割自己負担の場合20円)よう設
定されていた。

しかし、平成28年に改定された現行の調剤報酬点数では、患者本位の医薬分
業を進めるため、平成27年に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョ
ン」を踏まえつつ、「かかりつけ薬剤師・薬局」を評価するとともに、いわゆ

る「門前薬局」の評価を見直す改定がなされ、その中で、お薬手帳を持参した場合の方が料金が安くなる（3割自己負担の場合40円）ように変更（ただし、患者が、原則6月以内に、調剤基本料1又は同4を算定する薬局に処方箋を持参する場合に限る。）されている。

また、厚生労働省は、平成28年度診療報酬改定時の薬局に対する説明会配布資料の中で、「医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方」として、①薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的な薬学的管理を実施することとし、②それにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながるとしており、お薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施できるよう、いわゆる「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を推進することとしている。

ウ 薬局に関する指導事項等

厚生労働省が、地方厚生局に対して、平成28年の診療報酬算定方法の一部改正に伴う留意事項として薬局に周知徹底することとした通知（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」平成28年3月4日保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長、同局歯科医療管理官通知）には、お薬手帳について、以下のことが記載されている。

薬局（薬剤師）は、i）患者に対して、手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、患者の理解を得た上で手帳を提供することとし、患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴の記録に記載すること、ii）手帳を保有しているが、持参を忘れた患者に対しては、薬剤服用歴管理指導料に係る報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を持参するよう指導すること。

(2) 九州厚生局による薬局への指導状況

ア 九州管内の薬局の数

九州7県の薬局の数は、平成29年6月2日現在、6,954店あり、このうち、調剤基本料1を算定する薬局が6,152店、同4を算定する薬局が1店と、全体の9割弱を占めている。

イ 薬局への指導状況

① 薬局に対する通常の指導としては、指導大綱（「保健医療機関等及び保険

医等の指導及び監査について」平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知 別添1) に定められた基準に基づき薬局に対し、面談方式の個別指導や講習会方式の集団的個別指導、集団指導を計画的に実施している。

- ② 本件相談内容に係る指導としては、診療報酬改定直前の平成28年3月に全薬局を対象とした改定説明会を開催し、平成28年度調剤報酬改定により、薬剤服用歴管理指導料について、初回来局時の点数より2回目以降の来局時の点数を低くする改定が行われたこと、また手帳の持参を忘れた際高い点数を算定するには、手帳の有用性などを患者に説明する必要があること等、薬剤服用歴管理指導料を含む改定内容の周知を図っている。
- ③ また、指導大綱に定められた基準に基づき、個別指導や集団的個別指導、集団指導において、本件相談内容に関する事項も含め指導を実施している。
- ④ さらに、患者から「説明がなされなかった」などの話が寄せられた場合には、該当する薬局に対し、個別に電話等による指導を行っている。

(3) 九州管内における類似の行政相談事例（平成28年度）

事例1

薬の説明書の文字が小さく、お金もかかっている。毎月もらうので「いらぬ」と言うが、「受け付けられない」と言われた。また、お薬手帳の持参を求められるが、なぜか。(福岡県内、行政相談委員受付)

事例2

医療機関受診後、処方箋により薬局で薬を受領するとき、お薬手帳を持参しないと、薬剤服用歴管理指導料が安くないのは、おかしいので改善してほしい。(鹿児島県内、行政評価事務所受付)

事例3

医療機関受診後、お薬手帳を持参せず薬局へいくと120円医療費を高く取られる。服薬歴等の患者情報は、共有化し患者負担を求めないでほしい。薬局ごとにばらばらの、お薬手帳も様式を統一して運用すればよい。(鹿児島県内、行政評価事務所受付)

(4) 行政相談委員に対するアンケート調査結果（別添1参照）

薬局におけるお薬手帳についての説明状況を把握するため、福岡県内及び老岐市・対馬市で総務大臣の委嘱を受けて活動している行政相談委員167人（参考1参照）に、薬局での対応状況等についてアンケート調査を行った結果（108人から回答）、年に複数回利用する薬局や、異なる病院の処方箋を持参する薬局、い

いわゆる「かかりつけ薬局」（大型チェーン店で、大きな病院の前の薬局を除く。以下、同じ。）を有する者が86人（回答者の79.6%）みられ、その回答をみると、以下のとおり、お薬手帳を持参すれば料金が安くなる場合があること（又は、お薬手帳を持参しなければ料金が安くない場合があること）等のお薬手帳に関する情報が利用者に十分に伝えられていない状況となっていた。

- ① かかりつけ薬局を有するほとんどの人（86人中84人（97.7%））がお薬手帳を持っていたが、薬局の窓口でお薬手帳を出せば料金が安くなることを知っていた人は、86人中26人（30.2%）にとどまっていた。

一方、お薬手帳を持っていない2人のうち、お薬手帳は無料であることについて説明を受けたことがない人が1人いた。

- ② ほとんどの人（86人中85人（98.8%））が薬局の窓口で、お薬手帳を持っているかどうかを聞かれたことがあるが、お薬手帳があれば料金が安くなることについてまで説明を受けたことがある人（利用する薬局が算定する調剤基本料が明らかに2又は3の場合の7人を除く。）は、79人中20人（25.3%）にとどまっていた。

- ③ 薬局の窓口で、「お薬手帳を忘れると手帳持参分の減額がされない（安くない）ため、手帳を忘れないように」との指導を受けたことがある人（利用する薬局が算定する調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。）は、79人中16人（20.3%）にとどまっていた。

- ④ お薬手帳を持って行かなかった（忘れた）ことがある人（利用する薬局が算定する調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。64人）について、薬局の窓口で、次回以降は手帳を持参するようにとの指導を受けたことがある人は、63（注）人中47人（74.6%）であったが、手帳を忘れたために今回は手帳持参分の減額がされない（安くない）ことについて説明を受けたことがある人は、62人（注）中13人（21.0%）にとどまっていた。

（注）覚えていない人がいるため、母数は一致しない。

- ⑤ 薬局でもらう領収書又は明細書について、調剤基本料の番号（1～3）と、報酬点数の内訳（薬剤服用歴管理指導料等の点数）の両方とも記載されていた人が、75人（回答があったもの）中61人（81.3%）であったが、両方とも記載されていなかった人（9人（12.0%））や、調剤基本料の番号が記載されていなかった人（5人（6.7%））もみられた。

(5) 上記(4)のアンケート結果を基にした、薬局にお薬手帳を持参しなかった分に係る調剤報酬請求額の試算

調剤基本料1を算定する薬局にお薬手帳を持参しなかった場合、持参した場合よりも薬剤服用歴管理指導料が12点（120円）高くなる。これにより、自己負担分が

3割であれば患者は40円多く負担することになるが、同時に、保険者への調剤報酬請求額も80円多くなることになる。

今回、上記(4)のアンケート結果を基に、福岡県内において、薬局にお薬手帳を持参しなかった分に係る薬剤服用歴管理指導料について、薬局から保険者に請求される調剤報酬額を大まかに試算したところ、年間8,700万円となる(試算方法は別添2参照)。

3 行政苦情救済推進会議の主な意見要旨

上記の調査結果を踏まえ、行政苦情救済推進会議(参考2参照)において、意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

- ① 「かかりつけ薬局」は広めるべきである。
- ② 薬局において、患者に対する情報提供が足りない。一般の人は、薬局の種類(施設基準)やお薬手帳の持参の有無によって自己負担が異なることや薬剤服用歴管理指導料等について十分理解していないということを、薬局によく理解してもらう必要がある。
- ③ お薬手帳の意義について、国民が十分に承知していないので、薬局が厚生労働省の通知により行うこととされている事項を励行するよう、厚生局に指導を求めるべきである。
- ④ お薬手帳を持参しないことで、患者負担だけでなく、国としても負担増となっていることや、お薬手帳の役割を、国民に知らせるため、薬局での説明だけでなく、国による啓発が大切である。

4 あっせん

お薬手帳に関する情報が患者(薬局利用者)に周知徹底されておらず、患者がお薬手帳の意義、利用方法等を十分に承知しているとは言いがたいことから、九州厚生局は、「かかりつけ薬局」を普及させるため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 患者に対して、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等(調剤基本料1又は4の薬局においては、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことを含む。)についての十分な説明を励行するよう、薬局に対する指導を実施するなどして、お薬手帳に関する情報を薬局利用者に周知すること。
- ② 調剤基本料1又は4の薬局においては、お薬手帳を保有しているが、持参を忘れた患者に対して、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになること及び次回以降は手帳を持参することについての説明を励行するよう、薬局に対する指導を実施すること。

(参考)

1 行政相談委員

行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱するもの。地域住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などを無報酬で行っている。なお、当局が管轄する行政相談委員は、平成 29 年 9 月 1 日現在、福岡県内に 159 人、毫岐市及び対馬市に 10 人配置（計 169 人）している。

2 行政苦情救済推進会議

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもので、その構成員は次のとおり。

(座長)

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員)

久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

浅野 秀樹 (弁護士)

井上 裕之 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

別添1

薬局の対応についての行政相談委員へのアンケート結果

- 1 回答があった行政相談委員数 108人（福岡県内 99人、巻岐・対馬 9人）
- 2 1のうち、年に複数回利用する薬局や、異なる病院の処方せんを持参する薬局、いわゆる「かかりつけの薬局」（大型チェーン店で、大きな病院の前の薬局を除く。）がある人 86人

3 アンケート集計結果(対象者 86人) (単位:人、%)

設 問	集計結果				
	持っている	持っていない	計		
問1 お薬手帳(アプリを含む。以下同じ)を持っているか。	84 〔97.7〕	2 〔2.3〕	86 〔100.0〕		
問① お薬手帳を持っていない場合、お薬手帳は無料であることについて説明を受けたことがあるか。	1 〔50.0〕	1 〔50.0〕	2 〔100.0〕		
問2 薬局の窓口でお薬手帳を出せば、料金が安くなることを知っていたか。	26 〔30.2〕	60 〔69.8〕	86 〔100.0〕		
問3 薬局の窓口で、お薬手帳を持っているかどうか聞かれたことがあるか。	85 〔98.8〕	1 〔1.2〕	86 〔100.0〕		
問4 薬局の窓口で、お薬手帳があれば料金が安くなることについて説明を受けたことがあるか。 (利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	20 〔25.3〕	59 〔74.7〕	79 〔100.0〕		
問5 薬局の窓口で、「お薬手帳を忘れると手帳持参分の減額がされないため、手帳を忘れないように」との指導を受けたことがあるか。 (利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	16 〔20.3〕	63 〔79.7〕	79 〔100.0〕		
問6 お薬手帳を忘れて薬局に持っていかなかったことがあるか。 (利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	64 〔81.0〕	15 〔19.0〕	79 〔100.0〕		
問① お薬手帳を持って行かなかったことがある場合、薬局の窓口で、手帳持参分の減額がされないことについて説明を受けたか。 (利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	13 〔21.0〕	49 〔79.0〕	62 〔100.0〕		
問② お薬手帳を持って行かなかったことがある場合、薬局の窓口で、次回以降は手帳を持参するように指導を受けたか。 (利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	47 〔74.6〕	16 〔25.4〕	63 〔100.0〕		
問7 薬局でもらう領収書又は明細書には、調剤基本料番号(1~3)や、報酬点数の内訳(薬剤服用歴管理指導料等)が記載されているか。	両方記載 61 〔81.3〕	番号記載 [0]	内訳記載 5 〔6.7〕	両方未記載 9 〔12.0〕	計 75 〔100.0〕

(注)覚えていない等は、「計」欄から除く。

【アンケート用紙】

かかりつけの調剤薬局の対応についてお伺いしたい事項

委員のお名前()
担当市区町村名()

以下の問いについて、該当欄に○をお願いします。あわせて、[]に記載をお願いします。
ただし、昨年(平成28年)4月以降にご経験されたことを記載してください。

問 ①年に複数回利用する薬局又は②異なる病院の処方せんを持参するかかりつけの薬局が
ございますか(大型チェーン店で、大きな病院の前の薬局を除きます。)

ない() ある() ある場合、薬局名[]

※ 「ある」場合には、以下の問いにお答えをお願いします。

問1 お薬手帳(アプリを含む。以下同じ)をお持ちですか。
持っている() 持っていない()

※ 「持っていない」場合には、以下の問いにお答えをお願いします。

問 お薬手帳は無料であることについて説明を受けましたか。
受けた() 受けていない()

問2 薬局の窓口でお薬手帳を出せば、料金が安くなることをご存じでしたか。
知っていた() 知らなかった()

問3 薬局の窓口で、お薬手帳を持っているかどうか聞かれたことがございますか。
ある() ない()

問4 薬局の窓口で、お薬手帳があれば料金が安くなることについて説明を受けたことが
ございますか。
ある() ない()

問5 薬局の窓口で、「手帳を忘れると手帳持参分の減額がされないため、手帳を忘れない
ように」との指導を受けたことがございますか。
ある() ない()

問6 お薬手帳を忘れて薬局に持っていかなかったことがございますか。
ある() ない()

※ 「ある」場合には、以下の問いにお答えをお願いします。

問① 薬局の窓口で、手帳持参分の減額がされないことについて説明を受けましたか。
受けた() 受けていない()

問② 薬局の窓口で、次回以降は手帳を持参するように指導を受けましたか。
受けた() 受けていない()

問7 薬局で貰われる領収書又は明細書には、調剤基本料番号(1~3)や、報酬点数の内訳
(薬剤服用歴管理指導料等)が記載されていますか。(裏面に見本があります。)
いずれも記載されている() いずれも記載されていない()
片方だけ記載されている() → []のみ記載

※ ご協力をいただき、ありがとうございました。

別添2

薬局からの調剤報酬請求額の試算

1 調剤に係る医療費(全国、平成26年度) 調剤の処方せん枚数(全国、平成26年度)	7.4 兆円 8.1 億枚	
2 調剤基本料1の薬局にお薬手帳を持参した場合と持参しない場合の差額 ・調剤報酬請求分(薬局の利益) ・患者自己負担分	80 円 40 円	(A)
3 行政相談委員(回答数108人)へのアンケート調査結果 (1)かかりつけ薬局(年に複数回利用する薬局や、異なる病院の処方せんを持参する薬局。ただし、大型チェーン店で、大きな病院の前の薬局を除く。)がある人	86 人 (79.6%)	
※ 以下の(2)及び(3)は、かかりつけ薬局がある人が調査対象		
(2)薬局の窓口でお薬手帳を出せば、料金が安くなることを知らなかった人	60 人	
(3)お薬手帳を持って行かなかったことがある場合に、薬局の窓口で、手帳持参分の減額がされないことについて説明を受けたことがない人(利用する薬局の調剤基本料が明らかに2又は3の場合を除く。)	49 人	
(4) (1)、(2)及び(3)のすべてに該当する人 ・ このうち、福岡県内分 (回答があった福岡県内の行政相談委員99人)	44 人 41 人 (41.4%)	(B)
4 仮説推定、試算		
(1)上記3の(4)に該当する者は、お薬手帳を持参すると料金が安くなることを知らないために手帳を再度忘れる可能性が高いと考えられるため、年に2回、お薬手帳を持参しない(忘れる)ものと推定	2回	(C)
(2)福岡県内の行政相談委員の平均年齢は67歳であることから、65歳以上の高齢者を対象として推定 ・ 福岡県内の65歳以上の人口(平成28年4月1日現在)	1,313,200人	(D)
(3)お薬手帳を持参しないことにより保険者に請求される調剤報酬額(薬剤服用歴管理指導料)を試算すると、 (D) × (B) × (C) × (A) = 86,986,368 ≒ 8,700万円		

薬局の窓口でお薬手帳の説明を励行することで、
「かかりつけ薬局」の普及を推進
— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

(注)本資料でいう薬局は、正確には保険薬局を指します。保険薬局とは、地方厚生局から保険指定を受けた薬局であり、薬剤師が健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく療養の給付の一環として、保険調剤業務を取り扱う薬局のことです。

九州管区行政評価局(局長:佐藤 裁也)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長)に諮りました。その検討結果を踏まえ、本日、九州厚生局に対し、あっせんを行いましたので、公表します。

行政相談の要旨

最近になって、昨年4月から、医療機関受診後、処方せんにより薬局で薬を受け取る時に、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになっていることを知った。薬剤服用歴管理指導料を取られること自体にも納得がいかないが、これを取るというのであれば、薬局の窓口で手帳を持参しているかどうかを確認するだけでなく、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことをきちんと説明するようにしてほしい。

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。
URL http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html - 1 -

〔照会先〕
首席行政相談官 山田明彦
電話:092-431-7136

制度の概要 1

○ お薬手帳は、経時的に薬剤の記録を記入することにより、薬剤の処方歴や主な既往歴等の疾患に関する情報を、医師、薬剤師及び患者が共有でき、患者のアレルギー、副作用等のチェックもできるものであり、無料で提供される。

○ 調剤報酬点数表(薬剤師が処方せんに基づいて調剤を行った際に請求できる費用の算定基準)は、診療報酬の改定に併せて、2年ごとに改定されており、現行の調剤報酬点数表は平成28年4月から使われている。

調剤報酬点数のうち、調剤基本料(※1)は施設基準(※2)(薬局の種類)により異なり、薬剤服用歴管理指導料(※3)は薬局の種類とお薬手帳の有無によって異なっている。

調剤基本料1の薬局(普通の薬局)に、6か月以内に処方せんを持参する場合、下表のとおり、お薬手帳を「持参する」と、「持参しない」場合よりも、薬剤服用歴管理指導料が12点(1点は10円であり、3割自己負担で40円(四捨五入))低く(安く)なる。また、薬局から保険者(協会けんぽ等)への調剤報酬請求額も少なくなることになる。

- ※1 調剤基本料は、処方せんの受付1回につき、1回算定できるもの。
- ※2 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第54号)による。
- ※3 薬剤服用歴管理指導料は、処方された薬剤の重複投薬や相互作用、薬物アレルギーや副作用等を確認し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行うことなどに対する報酬

表 調剤基本料と薬剤服用歴管理指導料の合計の報酬点数(調剤基本料1~3までを抜粋)

(単位:点)

調剤基本料	薬剤服用歴管理指導料		合計の報酬点数			
	施設基準(薬局の種類)	点数	手帳持参	手帳なし	手帳持参	手帳なし
① 調剤基本料1の薬局(普通の薬局)		41	38(※2)	50	79	91
② 調剤基本料2の薬局 (処方せん受付枚数が多く、特定の医療機関からの処方せんの受付が特に多い)		25	50	50	75	75
③ 調剤基本料3の薬局 (大型チェーン薬局で、特定の医療機関からの処方せんの受付が極端に多い)		20	50	50	70	70

※ 1 九州管内7県における保険薬局数(平成29.6.2現在):6,954薬局(うち、調剤基本料1の薬局は6,152薬局(88.5%))

2 患者が原則6月以内に処方せんを持参する場合に限る。

制度の概要 2

○ 厚生労働省は、「医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方」として、①薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的な薬学的管理を実施することとし、②それにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながるとしており、お薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施できるよう、いわゆる「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を推進することとしている。（平成28年度診療報酬改定時の保険薬局に対する説明会配布資料）

○ 薬局においては、

- ① 患者にお薬手帳を提供する際は、手帳保有の意義、役割、利用方法等について、十分な説明
- ② 手帳を保有しているが、持参を忘れた患者に対しては、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を持参するよう説明することが求められている（※）。

※ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長、同局歯科医療管理官通知）による。



当局の調査結果の概要

1 九州厚生局による本件内容に関する薬局への指導状況

- 平成28年度診療報酬改定直前の平成28年3月に全保険薬局を対象とした改定説明会を開催し、薬剤服用歴管理指導料を含む調剤報酬の改定内容の周知。
- また、調剤の内容や調剤報酬の請求に関して、個別指導や集団指導等を毎年度計画的に実施し、本件相談要旨も含めた指導を実施。

2 お薬手帳に関する情報の国民への浸透状況

- 当局が管轄する福岡県内及び長崎県壱岐市、対馬市で活動している行政相談委員167人（注参照）に、アンケート調査を行った結果、「かかりつけ薬局」を有する者が86人（回答者の79.6%）みられたが、以下のとおり、お薬手帳を持参すれば料金が安くなる場合があることなどのお薬手帳に関する情報が利用者に十分に伝えられていない状況。

（注）行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱。地域住民の身近な相談相手として、相談者への助言、関係機関への通知等を無報酬で実施。



- ① 薬局でお薬手帳を出せば料金が安くなることを知っていた人は、30.2%（26人/86人）
- ② お薬手帳があれば料金が安くなることについて、薬局で説明を受けたことがある人は、25.3%（20人/79人）
- ③ 薬局で、「お薬手帳を忘れると安くないため、手帳を忘れないように」との指導を受けたことがある人は、20.3%（16人/79人）
- ④ お薬手帳を忘れて薬局に持って行かなかった際に、手帳を忘れたため料金が安くないことについて説明を受けたことがある人は、21.0%（13人/62人）

（注）設問により有効回答数が異なっている。

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 「かかりつけ薬局」は広めるべきである。
- 2 薬局において、患者に対する情報提供が足りない。一般の人は、薬局の種類（施設基準）やお薬手帳の持参の有無によって自己負担が異なることや薬剤服用歴管理指導料等について十分理解していないということを、薬局によく理解してもらう必要がある。
- 3 お薬手帳の意義について国民が十分に承知していないので、薬局が厚生労働省の通知により行うこととされている事項を励行するよう、厚生局に指導を求めるべきである。
- 4 お薬手帳を持参しないことで、患者負担だけでなく、国としても負担増となっていることを国民に知らせるべきである。

九州厚生局に対するあっせん

お薬手帳に関する情報が患者（薬局利用者）に周知徹底されておらず、患者がお薬手帳の意義、利用方法等を十分に承知しているとは言いがたいことから、「かかりつけ薬局」を普及させるため、以下の事項について、薬局を指導すること。

- 1 患者に対して、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等（特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな駅前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことを含む。）について十分な説明を励行すること。
- 2 特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな駅前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳の持参を忘れた患者に対して、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨、及び次回以降は手帳を持参することに関する説明を励行すること。

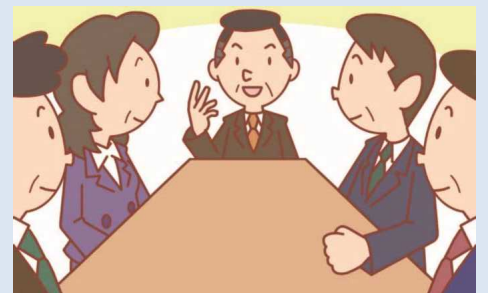


-5-

行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授) (座長)
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝	(税理士)

-6-